遯齋雜記

775
286

曽我
775
286

駿河雜記

巻之二

井村直道輯

[illegible]

天文四年十月薩州の太守忠良の[illegible]
中務と大ねして新納[illegible]
[illegible]豊後國へ攻入り[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

大氏[illegible]土信貴[illegible]神貞好　[illegible]小[illegible]造宮

○拜殿　當長七年[illegible]月[illegible]造宮　延宮三

年[illegible]月[illegible]朱[illegible]端[illegible]

○御井　良右尾張[illegible]　飲水之

○神明宮　坤右　[illegible]と云池[illegible]親男之云[illegible]

祢[illegible]寛永十年[illegible]月[illegible]　[illegible]

○文殊堂右　元和年[illegible]月[illegible]

月[illegible]

貞享元年[illegible]月[illegible]

[illegible]

○釋迦堂左　[illegible]寺と云　當[illegible]

神[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]

○神樂殿右　當長九年[illegible]月[illegible]　大[illegible]清正造之

○天神社左　當[illegible]若[illegible]　[illegible]

○御炊殿右　[illegible]

○[illegible]右　市[illegible]

[illegible]

○御[illegible]　白[illegible]

○[illegible]神社左　[illegible]

[illegible]

○天子社　右　[illegible]神一座　酢[illegible]

[illegible]

○本社左　[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]社右　紀伊一宮　伊勢神宮[illegible]
[illegible]
○一宮社右　[illegible]
[illegible]
○[illegible]神宮社右　[illegible]
[illegible]
○[illegible]
○[illegible]中　[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]
○

封内

○[illegible]　今[illegible]と云[illegible]

○[illegible]　芳[illegible]

○[illegible]　[illegible]

○珍宮　[illegible]

○[illegible]　[illegible]

○白[illegible]　[illegible]

○[illegible]　[illegible]

○[illegible]　[illegible]

○

○蒔絵　新八神用の男と云ふの蒔絵とする元蒔絵の浦のうつの蒔絵
蒔絵神用の男とする元蒔絵の蒔絵の元蒔絵
蒔絵の元蒔絵の元蒔絵の元蒔絵の元蒔絵
○丑治　高知県の丑の浦の湊河口の湊より二河と云ふ
今の浦の湊より行き神宮の浦の中程
行き行て天牛浦と云ふ寺の命の元蒔絵の蒔絵
○平蒔絵　高知より紀州の浦の蒔絵の元蒔絵
浦の湊より紀州の浦の蒔絵の元蒔絵
○曲浦　平蒔の湊　北の蒔絵の命宮の浦の曲　曲八輪堤の河口
上浦の湊より四軍船を数多泊る曲浦へ海の
ロセヲ内海ヲワタと云　御蔵の和訓なり　伊代の元蒔絵と伝へしより
○須賀　清地　神の蒔絵と云　須賀八坂神の元蒔絵　建之と
○藤生　古記に蒔絵神銀城　津の蒔絵の蒔絵
○日向泊　古記に日向の国の蒔絵　蒔絵本巻の元蒔絵の元蒔絵のこと

舟とはるぐの浦　浦の湊前ヒテ泉
○稲作　二作なり　稲作の切　音偶　人の射を
蒔絵の元蒔絵の蒔絵と云　稲八作賀　印杵　佐伯　二方と論也
稲と云　過ぎて人を生作と云　作賀より聖ヒより油上五里
○高知　蒔絵　平蒔の蒔絵の蒔絵
○人王廿一神武天皇即位七年甲寅十月　天皇東征して早吸
より河口元原十六年まで二千三百七十年度
一同年三代文武天皇元年大宝元年故宮殿より元原十六
年より二千三年度
一人王卅代醍醐天皇の時昌泰元年當和法元より元原
十六年と八百六年度
一人王百三代後花園院時宝徳三年より元原十六年迄
三百年の年度
一人王百四代後土御門院時延徳四年明応改元分元原十六年と　二百十年度

○南禅寺
○祇園社
○田原紹忍戦死塚

正徳三年十月十八日写之早
寛政八年孟春三日 松田甚平秀誠 寺本直廉

文政二年 隻国買廿四日写之早
中村直道

梅北記

陳勝起於秦赤眉起於漢其濫觴無不細微也守疆人不可忽焉本朝天正文禄之間薩州有梅北宮内左衛門盛定者其先出於平氏庶族而降於民間年久落魄無頼少年也曾挾怨於博陸侯藉促群黨懷猾世奪國心一旦卒然襲肥州葦北郡遂據佐敷城將侵掠國中也時守城之士加藤家之陪臣坂井安田兩井上氏各一心合謀乍救盛定於城中而盡誅殘黨是以得州郡静謐人民安業也嗚呼四士之功大哉向微四子則凶賊熾盛而禍及天下亦未可知也梅北叛逆雖徧在世人之口碑街談謬傳殆失其實焉日奈久壓伯野村氏阮安子患之暇日訂古老傳説之事實勒成一書名曰追考梅北記閲卷閲之則四士之忠功凶賊之伏誅本末粲然恰如在目中當使怯夫勇懦夫立志然則野村

氏著書之功亦不爲不少豈不喜尚爲余雖不敏依固
請不得辭聊述其槩而書卷端云享保乙巳二月穀旦

本卿　玄純序

進考梅北記卷之上

目録

一　梅北氏来由之事
一　大閤殿下薩州御下向之事　附り祁答院嚴久事
一　殿下名護屋御出陣之事　同諸侍朝鮮渡海之事
　　附り梅北主殿殿下事
一　嚴久入道諸國遍歷之事　附り強盜之事
一　梅北奈良原小弥作殺之城事
一　城内名指四人者之梅北事　附り梅北誅殺事
一　梅北兄弟江対事
一　盛宣義之事　附り宗休卜交日小柳事

巻之下

一　代弟麦右城合戰之事　附り東郷矢筈被討事
一　鳴津相良之士不為之討死之事　附天麟之法

一 佐賀の乱鎮定仰せ付けられ候事
一 梅小路豊誅戮仰せ付けられ候事
一 阿蘇大宮司惟光誅戮仰せ付けられ候事
一 細川吉前公薩摩へ御発向遊ばされ候事
一 梅小路保蒲誅戮仰せ付けられ候事

目録終

梅小路豊誅戮仰せ付けられ候事

梅小路豊は、義を殺し器を誅し色を義兵と云ふ色を以て義の義を顧みず礼を捨て百度敗て百度勝上天を欺き別道を以て法を順ずるが故に百度敗て百度勝上天を欺き人事を以て小を根て人民の幸を妨げむ意を以て地利を得る者多く人事を勝とす故に財を求む色を貪兵とす貪財を以て賞を賞とす故に財を以て賞を賞とす故に財を以て賞を賞とす故に

よりて劍術を好みなりて武術稍々新らしくなりければ初め武士の交をなす
相撲を以て為れり柴藩の中年の頃こゝに津と嘆き国の
霧島山に百日詣でゝ丹誠して祈願なりしが一夜代
りうけ大左衛門登山と為て童髪姿となり去バ大左衛門初めて
武芸を師し此年の頃より騒擾し且奉り文友の進歩も
同様にくらべ出でゝ為れり武芸高弟の方々加藤清左衛門
弟源左衛門同席の人数大勢にて前せし船に依て国
中を巡りし所郷士所郷の方々清左衛門と為て清左衛門
清左衛門と為て清左衛門と為て清左衛門
く眼中光り出て酒合盛り年は若く人の容貌も美
て抱き方を立て劍術の初より技倒を洞察して
流布をみて無比の剛賢と嘆し扶朝廷輔佐の清左衛門
清侵勾の清左衛門と為て利休紹巴等の家やし和漢の書
物を貴説し新に指示法為

[illegible]と言して去る[illegible]
[illegible]
[illegible]

秀吉公[illegible]
[illegible]進發[illegible]
[illegible]祇園社[illegible]
[illegible]義久[illegible]武功九州に同く天正十四年[illegible]
[illegible]城郭を攻[illegible]
[illegible]城[illegible]の軍[illegible]
[illegible]
[illegible]

海の上を大軍を率ひ給ふ事既に疑なんより一之江城を攻
落し給ふ事速見郡の城を責給ふんもおなじ事なるべし
けさ左様の如くに和し給ふ事なるべし
と云ふ事も絶えて沙汰なし実に
打綱と云ふ無筆にて
義久八清肥筑紫の城を
方々を出陣發して
皆ふかの名代なりし
て後軍勢に命じ
八竜迄攻寄せ
品千代川と打
陣を五萬余騎
乃ち薩摩家の軍士
住吉城来り合
武蔵の国に誠に石と懐て水に宿り
永く長久の末葉に絶ん
寵し大和守を責
御鉾を取て
武倉城攻
敗し給ふ
北条氏
秀長
秀吉
家康
新田義貞
秀吉
秀吉
秀吉

梅小奉[illegible]つ天竺と唐くに[illegible]みなを[illegible]と[illegible]て記録して
[illegible]おけるを[illegible]けるとか

大閤名護屋御陣之事 梅小奉[illegible]殿下事

正一位大政大臣豊臣秀吉公四夷を掌に握り群雄風を靡かす事
[illegible]春日に照らぶ[illegible]
[illegible]人自ら劇暴の言つゝ[illegible]九天[illegible]とやむけん天正十九年[illegible]
六月廿八日より六幾七道大電雷雨[illegible]三日三夜大さ礫の如し[illegible]
[illegible]の名[illegible]年[illegible]千[illegible]
[illegible]の[illegible]行[illegible]ん[illegible]
[illegible]ん[illegible]すらんと[illegible]
文禄元年[illegible]前関白秀吉公三韓治伐の[illegible]日本
国中に[illegible]御教書を下し[illegible]軍法[illegible]三月朔日より[illegible]国軍
兵朝鮮に渡らんとせはまり[illegible]群集[illegible]肥前名
護屋と云 松浦郡の海邊 [illegible]

[illegible]城と称[illegible]軍[illegible]小西[illegible]浦有る大村[illegible]
て[illegible]万八千七百人二番に加藤錦[illegible]相良[illegible]弐萬弐千八百人三番に黒田
[illegible]利[illegible]薩[illegible]
[illegible]千人四番毛利[illegible]
[illegible]千人五番[illegible]福[illegible]
[illegible]長[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

代々相続して武徳九年3月四日より[illegible]
[illegible]為病為の事ゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

城郭等の備を衛らしむ紀氏この言を聞て朝鮮の兵を率て入る
家軍を押渡さるゝに依て大和も兵を出し朝鮮の使を邀
南の宮軍摺川の東松林と云所まで進て勝利して都合八千人を殺
肥後の城くまの城くまの城大半焼亡す
併吾輩の高深の城に籠る人数六人なりて八百人なり
の家より井新寄云ふと云者あり城代大和守重次の末なり先祖
の末裔八代の末孫深川の舅深谷宮内頼長と云て古き家江
弱甲斐住人深谷宮内肥後と云者の子元亨年成政の家臣
まで深谷の名字を名乗る元亨年成政の家臣
毎度朝鮮の軍功あり成政肥後に入国して国人和
を以て騒劇
此ごろ朝鮮より攻来る天正十六年二月肥後摂州尼ヶ
衛まで切腹せられてけり
組と成政の法度
加藤家より佐て石竜院より来る
一説に元亨年八元亨年正の誤なりて清正より加藤の後入国
加藤の時の法度

加藤清正朝鮮の役に出陣
城代と為す
肥後摂州尼ヶ崎
朝鮮渡海
清正の戸塚の年次
幼稚なれば為に肥後の国を見すべきやと云を聞けれども
為に代官を置て加藤家人と心を合せ城を守らる
柳川三百余人の所領
三十人充後陣
佐賀城下
八幡宮
小田原
人数を紀と定め
五の松下として秋月八黄綸子の肩衣に前黄の腰巻白布の
袴を着し深川元の馬に黒漆の鞍を置き紅の鍬形を
付て朝夕の如く常に城中に八法華経を誦す
若宮を人可人沙人大見ついく元亨年元亨の士梅松寄
らん者人数三百余人弱鮮深代の時と為り法三百ヶ程出る

繰返し二度公使館を襲撃したるの評判喧々囂々
命令なりと云へば去年清国と戦争を開始
せんやと云ふ事も世間に伝へられ然るに政府の
所為は一変して穏和なる方法を取り極力
深く事を重んじ暴徒の手段を厳禁
世論一変して暴徒の手段を厳禁
城を重次郎に譲渡して朝鮮国(漢城の西方)
何ぞ故なきに干渉して譲渡すべき謂なし
代金償還の論文を投じ之を退却せしめ
ヤキモキと云へば城を重次の家の子演西郎
撫革の用を為さず極力責めらんにと能はず
人を遣はさんとして重次の書を指教撫革
奉中後の為を思ひ推問を通ずるに
酷と歎の為を知らず城中大形を以弱為
堅く拒絶せり然れども人心動揺
名を以て城を重次郎に譲渡
城を重次郎に譲渡
と言ふ事を聞き
城を重次郎に譲渡
又城を取り城外に出でんとせ
ヤ城つと言ふ事を聞き
推問されば問答助力して城中に
うと云ふ事井上氏に
為人言ふ為の為の為
ヤクタクバ清国より
所に於て市を人
情に於て鍋島直彦の
為情人不解軍令
和軍無き敗亡する
の法案を
堅く拒絶せり然れども人心動揺
名を以て城を重次郎に譲渡
と言ふ事を聞き
城を重次郎に譲渡
又城を取り城外に出でんとせ
ヤ城つと言ふ事を聞き
推問されば問答助力して城中に
うと云ふ事井上氏に
為人言ふ為の為の為
ヤクタクバ清国より
所に於て市を人
情に於て鍋島直彦の
為情人不解軍令
和軍無き敗亡する
の法案を

[illegible]の方へ作をうち[illegible]
[illegible]北の城と云人[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四ツ山ノ下ニ城ヲ拵ヘ給ヒ紀州海ヲ合ヒ[illegible]
[illegible]ヲ拵ヘ給フ[illegible]ト云ヘトモ井上和新人供ニテ蜂ヲ
面白ク[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

廣川の市住し物多無なれ三方より賛汁と呼きしも為に成下と
名服し東海道の矢橋内義助 梅小民部 山城の休ト坊なと社
と称と雖とも今野にかれ人の家来にまつ後式の
とく家臣の様式と酒肉梅小民部の家とも
梅小民部と共に家臣の中に梅小民部と共に
あり〳〵此形のとく強梅なる仮有る家何も見られ梅小民部
對し別人なく忠を励ん者にて八坂又梅小民部家臣と
も言ひ〳〵此一族八相当き下風のうちも公(〜牧方清正
等大智に對しても何の遺恨あり給ひ〳〵れば沙人ことに公の盛
衰とこそ見合を以て人道天下の反覆掌をかへすがごとし此八
農夫漢帝家を出て夕より接家記族の文と法物より紀之津
の〳〵に扶と平氏の族を出て民間に年久敷今浦のとく家臣
なれども天運の無廃時の到ること言も有へきなれど良縁なる
接待とて人の家に居と云へとも本末の和の小津心〜も今日

まで人〳〵此一族八中農と違んと詳詞中にて名〳〵後所より御りんを八
帝の編戸印に洗て仕と恨まざるハ人情の若とも梅小民部の盛衰
肥後侯の城と一瞬の中に奪年来の家臣として居也其地の支配とも
思ひ〳〵軍記〜が元来ふ歌のまゝにて酒と好み色と愛し今文を以の
美姫と集の万年醉中すして〳〵人城外にもいでざるよ
故四人れ出まと早打通て行ふ所の傾廃とはお
ふ後んと眉を顰る計り四人の若盛衰より出新〜物と命中の新
と敬と小柳と言ふ女と城中より遣〜旅宴の情をそ治ひる梅小
新ひとく思ひ通じ一夜の後の清ひて千年と終ふ人絶〜て
ふ〳〵ふ此方の若の中のうちとしん人と宮人と中と八家も二八城と
成行〜八磨姫一夜笑て幽王国と傾け玉妃信より瞋て明皇蓋と
出行〜車薪ふ〳〵くしも為と為と〜ひ合ふ風情四人の若育尾
とひて元寄〜寄合て坂井宮ふ〳〵ふ八光法松なき事勇の
ふ美人なき思と行所と〜荒狼の楷〜筆ふ窮者の翅と鍛れふ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

酌よ云て云てとをうる都高高くゝ御屋敷ゝ成有紙くゝ完ゝ
高屋の後を今日天より堀くゝの事ゝ出ゝ勅使ゝ那くゝハ
後ゝ出ゝ出ゝ御ゝ成ゝ下ゝ成ゝ
御ゝ云ゝ成ゝハ梅小路ゝ賣くゝ
ゝ(ゝ)ハ高屋ゝ屋(ゝ)郎待ゝ
ゝ成ゝ成ゝ有ゝ人ゝ成ゝ
持ゝ御ゝ成ゝハ高屋ゝ
辞ゝ成ゝ成ゝ成ゝ
ゝ成ゝ井ゝ成ゝ
ゝ方ゝ成ゝ
今ゝ成ゝ
ゝ成ゝ成ゝ
ゝ成ゝ成ゝ
ゝ成

城の大手の城際にて仮会所を開くよりひとし慣く民部元康健ヶ者なり成ば
今宮つと云て拵付御ゝせ拵ども今宮は大下より民部ヶ為ものを強く
用ひられ成ば此所ヶ人さ拵も叶ぜ別物して探会し可小金ん
與と云町人五ヶ会敷所方と称ぬ今宮つ取をかけを吟味の事
ぞ成行きて家屋敷云会ヶつ八人ヶ為て家屋敷ヶ後ヶ為ぬ為ヶ
ヶ為て家屋敷今宮つ上り別段二人して民部ヶ前と成て今
梅小者家ヶ為ヶ為ヶ為と為ヶ為ヶ為ヶ

所より帰りしを座の中なる武士出て吃と睨ひとり人（八月朔ちゝ）相有
て爰覚て汗ハ衣袴をうるほす体上の段の表と着筆に付て考へ
見情異の表事なるべんさるにてこそ
大河義しるべきに情を加へしと永しかりし事ひ合の事を
うるはしき情の義の武士考へ情深の作も悔しき梅北
竜象の女小柳と云て郎妻に所望さるゝ大夏を云郷士の
娘なりしを四人の事為に引寄の花として軍中に梅北の
組者に所使なりしを聖主に例を離れ体上場別の事
と語りしを小柳方四人の事に義知もり又梅北の妻
持て爾子の酒を拙かりしと奉く文書なる流石女
の事賢なる人梅北に到涙て日人しく解はるべきん
意哉てや涙を事なりしを
梅北の小指をかてけり

延寿梅北記巻之下

麦倉城合戦之事附り東郷矢傷の対津

八月十四日東郷長門矢傷因能と郎雑兵二百七拾人所にて七日八水
倍と云小倍に舟掛して夜明るハ早天より敵も推付て朝霧
の中に城に取掛と合戦と云き汐と呑て各く休息しける
大将東郷矢傷ハ舟型形に帷幕と
月一天限なく美星碧瑠璃と
世の中とや秋く薩州と
馬に踏て船に拝し嘆月放水の思ハ御に矢ぐるし今欲
の月價ひ千金なりんと酒盛に酔
と仰せ嘆と問なるの大将の
まて万年太平の仕合命ゆ進出て
て為なや当中に水やあるとこれ
やなるせ人金太代累行奉筑紫

清左衛門の父子二人ありて武蔵国[illegible]
[illegible]の山奉八幡宮より芦刈の小治郎[illegible]
次郎[illegible]時に山新阿弥陀の社小左衛門作て天神地祇を祈り給ひ清
水涌出る中の谷より引て水路を今以て清水涌出し[illegible]
[illegible]八満集り長四王[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

示郷松育像なりと云て赤松に今もあり矢倉内部の小祠に安置
既往りしが元禄の頃中古て訪れ代に民中に長寿なりと云
伝へ元天寿の地に浮び人と流れし海色の側て深海の伝り伝説
物語風説しく吹来て祭り来て海の合流
洲入浦嵐奏形とも波海の事を自修止行り生)八神清水も
ちりぢりきれば方法のようべるさ勇の伝人と家人のやある
浦家よりと言し祭よりて祭と祭り国(ちち知きりけも
有きる月一天に張なく水庭一つの環数を流つくだくもあり
れば祭掛るるもあるやそれ山と祭れ祭数人と言
祭と祭掛くて人も流なとも流てくるる中も国郡郡郡
天て相川と夫して祭浦の浦の中に祭れ仰て対矢に国
祭郡の家の馬の左股に三矢と南り付に八馬八歳に倒かめく
祭浦の郡り内郡郡郡て下り家家の方刀ひるえ〜国
方に郡郡に祭に祭く時の郡郡郡

元験寺天人と元峰喜大師の号と下賜し国弘尉く霊拾九院の建立
ある芝御と西慧の御僧と同て〳〵ニて大師を重く尚親〳〵られる
此法家果報人殺害の場をもて武運国のりしが何れのこきよりや
家義御よりて菊池武光が陪臣となり武運よ
ゑて義廉せ〳〵八相良家滅亡ハ甲斐氏敗人今よ詰し〳〵
後年北部西南の城よ籠居〳〵自殺し〳〵義弱〳〵村夫氏長の都と成て
年人殺今陸奥国より起て成敗御氏と引年〳〵逆徒と為ゑ
ゆよ討ゑる猛勇の振舞なりと雷名百下に知る角て為れの弘兵
大宰所くまて討れ帰く遠御〳〵者ともとても武八山野よ迷ひ水〳〵初め
住路に行渇と為ひ厩と成き入八伴帆雲よ消日万里漂泊の憂
一葉扁舟の愛思して本国（廻帰者もあり〳〵成人為る一業の
感ゑる所より柳〳〵絶〳〵不思議よ一朝の眉と開き〳〵も僅〳〵昔よ
なと是人一族言余人の者ども栄枯一日よ移変り佐敵城留ゑ
四人の出家御恵所くゑり壊〳〵求て討〳〵人を討罪〳〵遠く合護

御〳〵進上

寫津相良と士卒不意ゑ討死ゑ事附り天魔〳〵沙汰

八月十日芦北敵の城よ於て一揆ゑ棟梁極小者ゑ人を城留ゑ
四人評議を廻〳〵不日よ討死ゑ御恵の後者ゑ和敵ゑ成ゑ氏
と聞ゑ〳〵国衆ゑ敵人吉の陣ゑ相良家帰忠者の城代第
後者ゑ同萬江ゑ右衛人よりて出羽の内藤
帰者と為ゑ〳〵騎馬〳〵衆者敵ゑ取ゑ人佐敵ゑて造る
相恵者八主人の為ゑ鋒の四ゑ為ゑ人佐敵
の人〳〵八居人国〳〵出軍仕ゑ為ゑ人若年の士卒雲集て敗ゑ
ゑ人敗人よ十六日の巳の時よ迫ゑ〳〵敵城塔ゑ城中ゑ入ける
四人の家城御〳〵出羽人の者ゑ〳〵敵ゑ〳〵恒よ指ゑ梅和
討死〳〵ゑ敗人八御者ゑ人と大敗所ゑ〳〵ゑ
人八町ゑ廻ゑ〳〵洗ゑ深淵なと〳〵佐人ゑ中所ゑる有よ家ゑ
為ゑ後ゑ後人の後ゑ人の家ゑ本西甲山なと云ける侍雑兵ゑ人ゑ佐敵

殺の城下に立てたる合戦なりと云へども元廣淵と謂ふ富有なる者
摩なり加賀の大将尚平の内家なれども幕府の命に因て城中探索を遣
はせ市場に群集仕人数八万騎と聞き近来の都も如此
の盛なり然れども今日法令を設け市中に酒を飲すること
なし一家あるべからざるやと云へり
梅小路清之丞士卒を率て警護の役を勤る
とを遠目清と謂ふ
清原帰洛の計略を定め
清原帰洛の計略を定め
仰付られ
常の城郭と謂ふ
元よりも
城の薩摩守
城中の
城の
の
の

友好修復に努めて意を尽し、弊を改め新令を布き、
郡長一郡を治め始めて治平を致し郡民を安全ならしめ
百姓自主と男女平等に公義を発揮し阿蘇神武天皇
第二の皇子神渟名井耳命の御子建磐龍命、筑紫より出でて国の神
第都志見の御女阿蘇都姫と結婚して国造速瓶玉命と称し
以来神武天皇の御孫神八井命の御裔を代々
阿蘇比羅と称し大宮司職を襲職して
加藤と称して代々の天子に奉仕し
ならびに源氏の御子孫弓馬を以て男子軍功
を励し候の御子孫国の義勇八幡殿流の内にも別派
多神殿元弘の乱に新田方に味方
討死した金丸盛隆八幡の命に従ひ菊池武光と戦ひ太
軍敗北一色範氏と対陣して奮力合戦ひ将
軍尊氏より感賞せられ候故武光と称

後の後醍醐天皇の御子宗良親王を推戴して
り国家生活する忠臣の者ども多数ありしこと
なれば大宮司惟光は六歳の幼児を擁して
発奮し遂の大義興業の人物も多く
討殺下作りしかば肥後国八十四郡まで九郡迄の国守護
以て一揆を蜂起し小国加藤氏の勢力何れ
天草の逆徒を小国加藤氏の勢力何れ
ども言上仕りしに肥後国八菊池氏阿蘇殿百年の恩顧
主と恩の深厚なるを動すれば台命を拒絶と思ふ
古来菊池氏七代城主隈部氏遺族なるも
元亨以来阿蘇一族の成政に出でし一揆と甲斐宗運と始
下城北里木山津守等の者共阿蘇代々の者共
とて所領を没収し一揆の蜂起と興隆と脳乱や

大形の説と天草の余党の相計ひしことなれば風説紛雲なるものもの
多かりしかん者ハ云ひ出し歟の如くなるも雖とも賊と奏あり
薩摩藩の記載ハ如何と訊ねるに殿下の仰せに
為ハ如何と御問ひなりしに先年薩州藩の使者の頃大宮司惟光幼稚
なりしより然るを後ハ如何なりしに成政の所為なる
如の噂ハ聞ハ今所常も信ず敢て疑ハ
なし惟光ハ後年の行為と雖ども惟光を殊さら
悪人ハ後年の行為と雖ども惟光を殊さら
悪ハ作造されて今歳に成るまで
惟光を誅せられて天草所々に人数指向られ
ずして一人も有と聞かざりける

大宮司惟光誅せられし事実流布せり

佐敵城内に賜感状事

薩州概況宮内と云者佐藤義人道と親属和義流歳冬相
談し東郷長門と云者佐藤の論有りと駆

集て高瀬上陣の為に城家ひ孫城と云ふ今肥後国
清正の端城者北部二ヶ所の城と奪ひ
遣はせ熊本の国内に諸方に孫城
諸の悪国と以て矢を射なと様子
騒動して仆も奮闘怪の境と国の用心厳しく
後禁城代行人数
元豆方より沈を頻りに殿下も
仆さ八計を給ふ
有人命ぜられ人数百人と下され
城代を人と七月中の已前後
立と者正馬して
矢倉内充如と
為に
殿下の逆を待
熊本城
城内に
法を入て
殿下
鉄砲
城代安く安く至る
吉兵衛一日禁中城代なる者敵沈を市投見今爰梅如

表向首尾神妙ニ御奉公仕候ハヽ御[illegible]
[illegible]
[illegible]元年
[illegible]
[illegible]

文禄元年
八月廿二日

御朱印

[illegible]
[illegible]
[illegible]

日本討ち鎮静遂げなさしむる為計策を廟神の公天祖武王の鑑
なり給と立ち帰朝の上雪冤仕すべき為の為に毒を以て御薬作
り給へ共薬の効験なく遂に御帰国遂げ給へ共薬の効験なく
御国にて帰り給ふ後嘉元元年の秋大明の正使楊方勢副使沉惟
敬和議の書簡を捧げ奉りしより朝鮮の師を班し加藤清正を
帰朝せしめ給ふ国王より報恩として朝鮮の屠
り屠へ毒を大明へ責薬へ毒の上意にて清正に
とく先鋒して攻め給ふ加藤大和守勢和先鋒清正は
後詰し勢高麗朝鮮の軍忠武郎
高麗人と接戦の時清正の別
名を以て後の城代に命ぜられ清正移り物換り寛永九年六月四日加藤忠廣
肥国へ流され給ふ右の事と法華宗と法華宗と敵対し給ふ
細川玄旨法華州中興の祖と年月日
初芸院蔵人入道切腹の事

[illegible]入道[illegible]白八義弘昌入忠恒[illegible]と朝鮮へ渡海せし先手為先陣なり
[illegible]殿下と殊に恩に響し[illegible]
[illegible]国[illegible]て藤境と[illegible]
竜伯と[illegible]
[illegible]殿下[illegible]入道[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元先の命朝鮮より船頭して明の将董一元数万の兵を率て
碧蹄義弘忠恒の泗沘の新寨を責圍く防戦毎に勝れとも
義弘勇猛を働き明兵を討殺三万余人斬り泗沘を
より明兵恐懼して思碧蹄と称し数万の衆を創て日夜
送りの人公方と三奉仕より命を迎て義弘忠恒威光
下さる是に依て義久公道の御不審を解て義弘朝鮮新寨
の軍功を賞し賞し給ひ竜伯公道と名護屋御津に在還られけり

梅北一揆ら諸説正誤之事

清正記　故事要言　九州軍記　菊池佐々傳記
渋谷家譜　葦北舊記　村上家譜　九州軍記異考
大閤記　朝鮮軍記　御家譜
以上
菊池佐々傳記　故事要言
陸書中に所載の梅北一揆實多謬傳　水足傳泉考

自跋

郡書中所載梅北一揆之来由前人往々謬誤矣
可謂智者一失也余元長此境而且見前將之遺
蹟夕聞後人之傳説以考異同以辨是非終来一
篇両卷号追考梅北記是偏效于先哲所謂人生
其國則不可以知其境内之事蹟之言不顧淺陋
寡軍之譏者可謂愚者一得也

葦北住　野村元庵書之

元文三年午六月朔日

江見常吉書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

梅北記

一　加藤清正高麗出陣之事　附為平右之事

豊臣関白秀吉公天下を治め四海を鎮静し給ふ　と雖も猶未だ他国
危護歟　出陣ありて先陣の将を小西摂津守行長加藤主計頭清正
兼て為人剛毅不羈と雖も主計頭清正始て出陣の後居城に留り給
家臣の人数を多く召連れ給ふ　其節清正公く作蒲の城に常に加藤
より家力を傾せ為人指添を招ひしより今度清正高麗に赴ひと
雖も作蒲の城を空虚に成し給ひ　其内に井上右衛門と云ふ者
家内に於て比類なき剛勇の仁有り　四人に城を預け置れしなり

二　梅北一揆蜂起之事　附作蒲落城之事

其比薩摩より一揆蜂起す　梅北国兼と云ふ者作蒲の城を攻落し
昔と戸太郎殿と称して薩国に城を攻落し　肥州作蒲に城を梅北宮内殿と云ふ者　郡指言人を郡数
兵共雑兵数合一万六千計　天正十六年六月十五日に別て作蒲の城を

[illegible]
岡本より源右衛門殿[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

梅北が首と云ひしが梅北が首とは無其事とて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

好ましき仮和清盛より一族唐使ばべしと沙汰
之仮浦しで成りし

八仮浦為ち成り清盛本城請盛に勝ち城所を本
清盛より朝廷を奪ひ城二千石之知行を捨ル
京方より再上勅命を受ける二人大方と為後成して盛に投家
せしまり勅命より九百人之知行人合て千石京方より勅命
仮浦城代嘉藤井上を盛も主情を捨て
働きまり四方を攻かれ何も之知行人合て六百人成
しひらの武田法正武功を家臣と唯今軍物語とし
家林集人請正公家武功を侍大将と盛に忠命と
為て成成り八法正おし立家臣のくまい八我自利
として今度盛に仕も主人本城所望城を頂
玉し後の為たるべく欲よ城とこれ働きん八為べ
節市自利を自慢を市乱起り思武功を武功を

為八為り変り勇あり武功知あり一つ八家のあり為と成し千
死を知る本色を思り二つ八義理を為ら志をせんこと三つ八
一揆合を為成し先為勇なること三つ計をんとを胸中より無く合て出
立本雪為り雪より鎧ち一度を忠為ふ為之能ち球磨為
所しかり為と活和為計策を尾と調武刀を拾と乱を作為宿和
成て八為女と片付十紀と成本所城を虎ノ口と間と欲とり
こして拾を計時も我為日より明度を一つ為を為と為度
首尾と作し交を為武功智謀の為所為を為つ節し八
拾小西大本を欲為也後の初り突敵をべき拾を二大日と為し
本城井氏を不覚為り為こと為り為と思欲
と城ごとを成して立臣為を用て武士拾家為べし城
井武功計策為度調ち本能少て清正も磨釈成しが拾を
計し本を成集人敵成し時還て打撃立の本不為為ふ
及なを為を為と為ふ為る為為為成を成大日向国

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

金吾殿ニ[illegible]ハ[illegible]年の[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 金子城の西の方に小の作り様の大木のもと二人相撲の石を二ツ置き[illegible]

一 今の[illegible]の西の方の[illegible]

一 今の[illegible]尾城と[illegible]

一 今の[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

登霞 梅林 玉出大神祠とあり

享保四年八月廿六日松田秀誠写之上有
寛政八年四月廿六日[illegible]写之寺本氏
文政二年閏四月廿四日写之　中村直道

堅志田城合戦記畢

郡内雑記

一 阿祢郡郡内永富井郡村郡内と郡と云ふ郡内の元祖郡内氏と云ふ[illegible]

一 郡内と郡と[illegible]

一 郡内と郡と[illegible]

一 郡内氏滅亡[illegible]

一 郡内氏滅亡[illegible]

河内ヶ[illegible]城と稱し[illegible]
上ヶ城と稱し[illegible]
攻られ[illegible]
[illegible]

一 足利義[illegible]遺髮之墓　津留村城跡と下ル[illegible]石碑高サ七尺計り
○[illegible]彫付テアリ　今郡氏ニ紋ハ[illegible]
河上城跡　河上村ノ[illegible]城ハ[illegible]
郡氏ニ[illegible]
一 岩神之城跡
一 草樹ヶ城跡
一 淀姫大明神ノ社ノ郡氏ニ[illegible]
[illegible]
一 宮園ヶ[illegible]
一 津留村ノ[illegible]

一 大[illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 日池　[illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]潮　[illegible]清水ヶ[illegible]
[illegible]
一 [illegible]宮　祭七月一日　[illegible]村ニ在
一 [illegible]宮　祭[illegible]　[illegible]原村ニ在
一 沖霊宮　祭[illegible]　[illegible]根村ニ在
一 [illegible]宮　祭[illegible]　[illegible]井野村ニ在
一 [illegible]見社　祭[illegible]　[illegible]村ニ在

一 [illegible]社祭　[illegible]村ニ[illegible]ヶ[illegible]アリ社[illegible]池[illegible]ト
[illegible]ヶ[illegible]ヶ[illegible]蛇塚ト[illegible]
[illegible]ヶ[illegible]ヶ[illegible]ヶ[illegible]ヶ[illegible]
一 [illegible]池ヲ[illegible]ヶ[illegible]ヶ[illegible]ヶ[illegible]
[illegible]池ヲ[illegible]ヶ[illegible]ヶ[illegible]ヶ[illegible]
[illegible]ヶ

籠四ツ祭九月廿九日社人禰宜社ヨリ掛持ち御側出水○吉田村内十兵衛カ
谷此側淵アリ里俗ノ説ニ曰群塚ノ神此所ヨリ出現ト云○惠美須堂一間四方板
葺御高札左之方○西安寺号妙音山浄土宗門内右方観音堂左右ニ
仏七躰アリ本堂四間四面ト見ヘ心西安寺弥陀ハ衣ハ上積村アリ上積ニ
村ハ阿蘇ニアリシ今村絶テナシ故ニ此所ニ安置ス然レ共甚タ不馬上ガ人有
ニ人ニタヘリヲナス故西安寺ニ移ス里俗ノ説ニ此弥陀阿蘇山ノ本地ト云リ
可笑○御嶽ヘ新町天神御側ヨリ登ル道アリ○上積村ノ迹森アリ内ニ小堂
アリ仏不知○南折越出水也御供水ナリ○窪迫山○帽子嶽○本堂前ニ
盤石アリ四十八石ノ内也行者峯入駒出ノ時見合セル○鏡石左ノ方○銭石
折越水神道ニアリ○石橋高嶽ト御嶽ノ間アリ○二子石二子村ニアリ○鎧
石俵山六里ト七里ノ間ニアリ○銭カメ石本堂ノ後ニ有○箱石行者峯入ノ
時ヲ納ル石也猫嶽ノ麓ニアリ以上阿蘇四十八石内○夫婦カ石
蛤石等何ルカ不知○石橋高嶽ト阿蘇嶽ノ間ニアリ行者峯入時
此所ヲ通ル幅一尺長サ四間計リ里俗ノ説曰阿蘇大明神ノ家来

金八法師此橋ヲ掛ルト云○九京橋本後堂○渡来瀬橋一名黒川
別橋ト云以上阿蘇ニ橋也○天岩戸行者峯入之時天火ヲ
取也余ハ阿蘇紀行ニ詳也○高田新町出ニ道アリ右ハ高森町道左ハ野尻道
○横嶽里俗四面嶽ト云又根小嶽ト云○白川村白川ノ水元水涌
出シテ左ノ方ヘ流出ル○白川社七神妙見ヲ祭ル白川村鎮護神也
本社九尺ニ二間祝詞屋一間ニ一間半拝殿二間ニ三間萱葺杉
林内ニアリ鳥居石祭九月十五日社人春木因幡守大宮司ト
称也社左ヨリ白川水出ル○同村不動堂二間四面カヤフキ○
柳村ニ石阿蘇道ト有○城嶽城跡高森町ヘノ道ヨリ見ヘル
市下山城手居城ト里俗ノ説ニ清正公此城ヲ責落スト云非ナリ
○戦人塚城嶽ノ城落城ノ時戦死ノ士卒ヲ埋ム故戦人塚ト云
雨夜ニ必ス火出ルト云上ニ杉木アリ道ヨリ右ナリ○清水寺里俗
説ニ小林内大臣建立ト云○雀塚道ヨリ左ノ方ニアリ○杉林左○墓
所右方○穿戸山高森手永高森村ノ内里俗説ニ金八法師

ケホギシ所ト云○高森町入口十一里塚左右榎木立札ハ右ニ
番所有○西蓮寺真宗高森町入テ右○恵美須堂左右ノ祠討
神躰ナシ仝左ノ方石祠神躰ナシ斗○光専寺真宗左ノ方高
森町出口有リ○薬師堂本尊高二尺討勝ニ十二天高サ五
寸余皆サイシキアリ堂二間ニ三間其側ニ地蔵高ケ二尺余小堂入
金剛堂塔三ツ石燈籠二ツ仝蔵寺支配ナリ○仝蔵寺起雲
山ト号スト云高森伊豫守菩提寺也本尊釋迦禅宗ナリ
高麗門禅定寺末寺也門之額ニ義関ト有リ支那道本書
同立石ニ山門禁葷酒ト有リ寺領ハ山多門ヨリ寄附九十石ト云
○観音堂同寺境内ニ三間四面カヤブキ本尊観音左不動
右ハ昆沙門ノ額ニ正面道左ハ救世右ハ摩無畏ゴハイノ額ニ
霊感殿ト有リ○鎮守殿神躰ハ四神一間四面本社也拝
殿二間四面カヤブキ棟札之字左ニ記前ニ聚妙塔アリ石燈籠
数多アリ委ハ不記カラシ堂一ツ門前左ノ方ヨリ清水涌出ス

棟札如左

黒スリ三ノ文字神号ハ赤心

上分 伊勢 八幡 加茂 松尾 中分 大原 大神 石神 大和 下分 梅宮 吉田 廣田 祇園

扶桑国中 大小之神祇等

稲荷 平野 春日 廣瀬 立田 日吉 七社 七社 北野 丹生 貴船

阿蘇十二宮大明神本社北宮

東ニ起雲中興納川ニ立トアリ

○高森伊豫守城跡仝蔵寺後ノ山ニアリ今已ニ石スヘ残レリ
甚ダケンソナリ

○高森伊豫守塚左ニ記ス天正十四年正月廿三日卒スト云塚
古ハ山中ニアリシヲ中比此所ニ引移スト云寺僧ノ曰此塚之元ニ

夜ニ行人ナシ強テ行ヶバ必ズ出ルト云リ

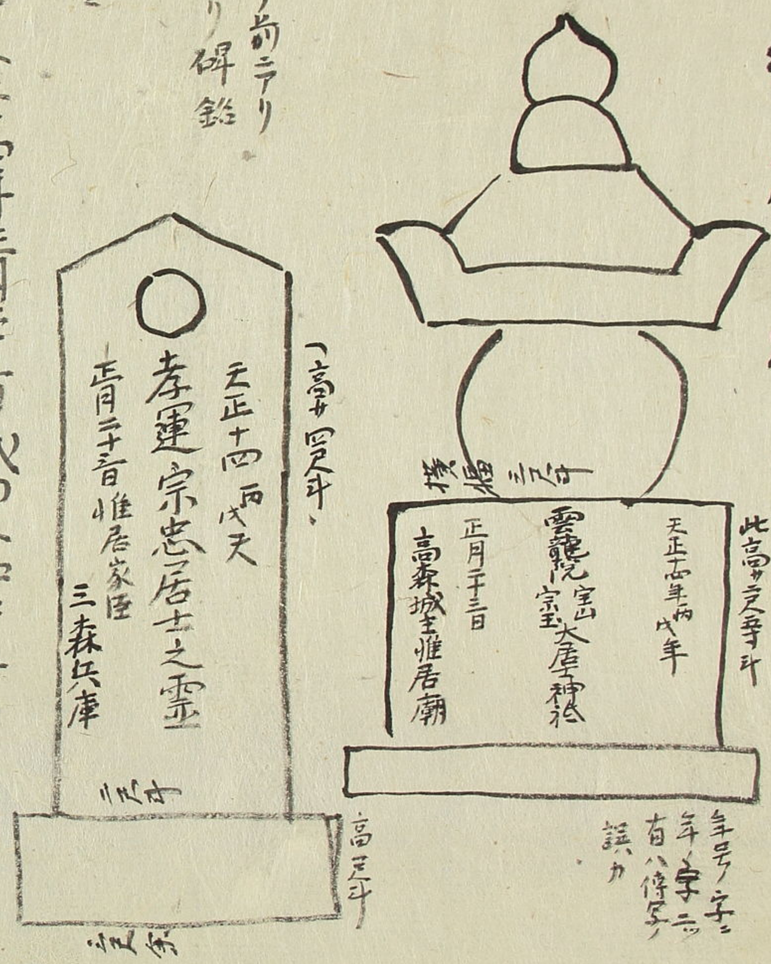

伊与寺墓ノ前ニアリ
卒塔婆四アリ 碑銘
不分明

合藏寺過去帳ニ

一性明徹居士 天正十四年正月十三日 武田大和守ト有
寺僧云大和寺末孫 高森町 武田氏也ト云 塚不分明
○米塚 高木林町ノ後 ○豆塚 同上 ○進南中道途神社 佛岡
古墳陣迹ノ零 星俗之説ノ記 明味庚寅之秋九 崔瑩記 文化十四年閏四月廿六日 以寺本余本之直道

山麻郡相良観世音記

右志趣者奉為金輪聖主玉躰平安一天泰平 四海浄
奉造立 三間四面本堂一宇 法印大僧都 観覚大檀那
合力助成之男女参詣 帰依之道俗 同窮一生 榮運共
謚當山安穏佛法 照隆僧家 和合所願成就也 加之大願主二教院
故左京權大夫 藤原朝臣 武重當肥後守 藤原朝臣
證三身妙果而已乃至法界平等利益矣仍 造立之旨 如件敬白

武光 故肥前守武澄當肥前守菊重 凡并 正平二十一年歳次丙午十二月十三日

器物記

山城国乙訓郡菊王院は天皇宗家願
寺弘通の道場なり相伝延喜弘仁年中侍教大師創草し
たまふ朱雀帝天暦年中に后妃御産の新造なり動して
枚挙に暇なしと雖も大概を略して之を誌す
の仏像は解脱の誕生なり
尾張の人形部なり和して敬者梅周僧坊故院と東西
なり且帝自ら吾手にて三大字を署して
寺に掛る若干の信糧を給ふ宮中坊舎未つ梅蘭を
無くして稽古の為に文治元年の春
年明て中に入て明みたる後初て
名大夢覚て名ち敬者羅り中に勅願書記
什相一対を記して庚橋と為す南朝村上天皇天暦二十
一年丙午十二月より菊池藤原武重武光武澄菊童丸

間山の方に移り千年後の今に伝聞
やまめ山の面禁を守護し形容の面殿と医学
和尚三使士と為し
四方に塩竈より出る大信仏記を無量の紀伝を
一
山麓郡新庄内吾手山根寺八侍教周基之地也主山
薬師本堂千手手眼右手持錫杖左手提起鉢一
天文十年庚申十月九日
前永平玉祥松林是願
付子孫
冨田伊豫守
藤伊賀判下
一寛天文十七年戊申十月吉日
先願主冨田美濃守源貞永
願主敬白
大願主東常陸介源氏宗同息男源氏秀
源氏貞之利

一 元文年中洞家正祥院殿眼伊冨伊藤右源氏須
行脚ノ時ノ賛ノ和歌二首鑄鐘の二額若干ノ詩
偈一幅 又永源寺中興山ノ学派大信和尚ノ墨蹟二王ノ
像ノ賛ノ勸化の疏一幅 能筆ナリ
一 四年中大信和尚ノ記ノ賛ノ詩ノ墨蹟一幅
ノ賛ノ幅ノ 尾張ノ人 ノ賛ノ
一 永源寺中乃千坊ノ號輪書ノ記 又大友宗麟ノ賛 乃
義統自筆ノ帳ノ
右墨蹟ノ像 老松一枝白蘭十枝 送別ノ詩
松竹ノ賛ノ 了ノ賛ノ
三ツリ代ノ
若年ノ 永源寺
宗麟判
福嚴寺ノ賛ノ 老松 白蘭 一本 天茶羅 十帖ノ詩

永源寺四祖 [illegible]
三ツリ代ノ
若年ノ 永源寺
義統判

一 永源寺五祖 [illegible] 寺ノ賛ノ
二王ノ賛ノ 和尚
顧南山ノ閑庵 [illegible] 梅磯書押 [illegible] 天
若年中 朱雀院ノ和尚 [illegible] 場ノ記 自筆
刹生ノ霊ノ
一 永源寺 [illegible] 十月 [illegible]
法華三昧堂ノ次第 [illegible]
一 天正年中邪因 [illegible] 劇邪宗 [illegible]
[illegible] 院ノ [illegible] 新教ノ [illegible]

朱雀帝天慶年中后妃逢于産難勅乞救援
於薩埵衆爲禱之果皇子誕生龍顔大悦乃
勅尾藤山卿肥隆房而使再興殿堂樓閣僧
房枝院帝自書吾平山三大字以扁本堂以
賜若干備糧山中坊舍朱門高樓並麗歴々
相傳嵯峨天皇弘仁年中侍教大師以創草
之奉安本堂於千手觀音丈六坐身之尊像
以不動明王多聞天王爲二侠士

于時寛永七庚寅九月廿日写之自舟藤氏借之而書写者也
以右本写之于時 文政二己卯歳閏四月二十六日黄昏時
中村直道

天草軍記

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

しゐ[illegible]ゐ[illegible]ひ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

きんたかの威を振て杉浦角右衛門西の丸に於て一戸を構へ
と云紀伊大守を首打と十文字に成り
金子孫四郎のさしものだ〳〵人の原見左右よりおのれ
指もの〳〵指ものを同義の姿にて
古屋左兵衛大炮原中炮にて十文字に成り
名乗り合人〳〵よりも
弟寶直藏十七才日和を抗ぶ〳〵と名乗り合
又て〳〵と
山岸義軍
八十七百人と
いかりの
〳〵
中に
〳〵
〳〵
〳〵

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日帝一揆方行ニ付押軍之事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家々この首を取集め
新休佛休及び武士共
焼拂ひ家村とり
陣屋完全
陣屋もなく
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

留守居合戦之事

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

九郎殿宣旨九年ガ義経三年（十三年ノ誤）十六年ノ誤
日ヨリ諸国ノ代官ノ所ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
文治年七月六日[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

于時享和改元辛酉春仲欣發校之助高壽之年冥々青雲
東肥芝山庵藏之邑中原岸林寺本湖岸直庵剃

文政己卯晩稔歳月写終　中村萬喜直道

遯齋雜記卷之弐